

3 リスク評価対象物質

(1) 選定の考え方

平成19年度のリスク評価対象物質は、昨年度に引き続き、有害性の高い物質として発がん性を有する物質から選定することとし、次の選定基準に当てはまる物質より選定した。

- ① 労働安全衛生法施行令別表第9に掲載されていること。(労働安全衛生法第57条の2に基づく文書交付対象物質)
- ② 特定化学物質障害予防規則等(第3類特定化学物質を除く)で規制されていないこと。
- ③ 国際がん研究機関(IARC)における発がん性の評価が、グループ1(ヒトに対して発がん性がある)又はグループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)に分類されているものであること。
- ④ 国内における取り扱いが確認されているもの又は文献等から国内における取り扱いが示唆されるもの(生産量等が著しく少ないものを除く)であること。

(2) 選定物質

上記の選定の考え方に基づき、次の10物質を選定し、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成18年2月16日厚生労働省告示第25号。平成19年3月30日一部改正)により、有害物ばく露作業報告の対象物質に指定した。

	物質名	IARC評価	生産量等
1	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	2A	生産量224トン (平成10年)
2	塩化ベンゾイル	2A (※)	約1000トン~1万トン (平成13年)
3	オルト-トルイジン	2A	輸入量5827トン (平成15年)
4	クレオソート油	2A	生産量88万2千トン(平成16年)、 輸入量4万5千トン(平成16年)
5	1, 2, 3-トリクロロプロパン	2A	約500トン
6	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除く。)	1	硫酸ニッケル: 輸入量約3千トン (平成16年)

			炭酸ニッケル:生産量約3千トン(平成16年)
7	砒素及びその化合物(三酸化砒素を除く。)	1	砒素:生産量約40トン(平成17年) 砒酸:生産量約50トン(平成17年)
8	フェニルオキシラン	2A	生産量195トン(平成10年)
9	弗化ビニル	2A	IARCモノグラフ(1994)「日本とアメリカの各1社が製造している」
10	ブロモエチレン	2A	IARCモノグラフ(1999)「日、独、米の3か国で製造されている」

※ α -塩化トルエン類の複合ばく露として評価